

## 規制シート(様式)

190200700590001

平成30年3月7日

規制の名称	認定地域公共交通再編事業の実施に係る勧告・命令、報告の徴収等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合政策局公共交通政策部交通計画課 課長 金子正志
規制目的	持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>i) 認定地域公共交通再編事業の実施に係る勧告・命令、報告の徴収等 国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画(以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。)に定められた地域公共交通再編事業の実施主体が、正当な理由なく事業を実施していないと認めるときは、国土交通大臣は、当該事業を実施すべきことを勧告・命令をすることができることとするとともに、この法律の施行に必要な限度において、認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができることとする。</p> <p>ii) 地域公共交通再編事業の実施区域内における道路運送法による許可基準の追加等 認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業の実施区域内について、道路運送法上の一般乗合旅客運送事業に係る許認可の申請があった場合には、国土交通大臣は、通常の基準の適合性のほかに、当該事業の経営により地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査することとするとともに、一般乗合旅客運送事業の経営により認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、国土交通大臣は、当該一般乗合旅客運送事業者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためにやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができることとする。また、当該一般乗合旅客運送事業者がその命令に違反したときの処分・罰則の規定を設ける。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	規制の事前評価(平成26年2月10日) <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001027182.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001027182.pdf</a>

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>以下の理由から、いずれの規制も維持する必要がある。  i) 地域公共交通再編事業は、地域全体で関係者が一体的に取り組むことで初めて効果を発揮するものであるから、関係者が取組みを実施している状況において、仮に、正当な理由なく事業を実施しない主体が存在した場合には、関係者の取組み全体の実効性に重大な影響を及ぼす可能性がある。  ii) 地域の関係者が計画的に取組みを実施している状況において、仮に、地域の取組みに配慮しない形での参入が生じた場合には、計画の枠組み自体が崩れるような影響が生じる可能性がある。結果として、事業が継続できなくなり、不採算路線が大幅に廃止されるなど、利用者の利便性が阻害される事態が生じるおそれもある。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律附則第5条</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成34年度</p>		